



9月28日、「第34回市長杯ゲートボール大会」が行われ、9チームが白熱した試合を展開しました。市民スポーツセンターにて。

### ブロック塀改修工事に対する助成制度を創設しないか

日本共産党 上田 博之

問 市は、3年前に通学路のブロック塀調査を行ったが、その後、危険箇所への対策が取られていない。今後、震度6強の揺れが予想される南関東地震では、多くのブロック塀が倒壊し、人命に関わる被害が出る恐れがある。危険なブロック塀をなくすため、市内全域の調査や市民への周知が必要ではないか。また、県内数市で、ブロック塀の改修工

事に対し「危険ブロック塀等防災工事補助金」などの助成をしているが、このような制度を創設する考えはないか。

答 ブロック塀対策の重要性は認識しており、市域防災計画の見直しを契機に、再度取り組みたい。その中で、災害時の安全と避難ルート確保の観点から、必要であれば市内全域の調査も考えていきたい。併せて、ブロック塀の危険性に対する認識を高めるため、市ホームページや広報紙などでPRし、改善を促していきたい。改修工事に対する新たな制度は、県内でも半数以上の市が創設していることから、他市の状況や実績などを参考に研究していきたい。(ほかに「避難所運営委員会の平時の活動を強化するべきでは」「聴覚障害者に対応する「耳マーク」の普及と磁気ループの設置を」「米兵被害者に対し心のケアを行わないのか」「神奈川臨調」による綾瀬市への悪影響は)を質問)

### いじめ認知件数と解決後も必要な継続的な取り組みは

新政会 武藤 俊宏

問 最近、痛ましいいじめ事件が多く報道されている。児童・生徒の個性豊かな人格形成と学力向上のためには、教育現場の環境が充実していなければならない。そのような中、本市では、いじめは存在する」という認識の下で日頃から取り組んでいるとのことだが、その発生数と発生割合は、

全国と比べてどうか。また、いじめが解決した後の継続的な配慮も重要であると考えている。一時的に鎮静したいいじめが再発することや通報した子どもなどがいじめられるようなことがあつてはならない。そうならないために、どのような取り組みをしているのか。

答 本市の平成23年度のいじめ認知件数は、小学校で6件、中学校で83件あった。これ

### 市民向けに分かりやすい予算の概要版を作成しないか

新政会 橋川 佳彦

問 税金がどのように使われているかを市民に知ってもらうことは重要である。財政を理解してもらうことで市政への参画につながる。さらに、まちづくりにも積極的に関わってもらえるようになると思ふ。しかし、予算書やその概要版は、専門用語が多く、容易に理解できない。姉妹都市である千葉県柏市では、市民向けに予算をやさしく解説

した「柏市のわかりやすい予算書」を作成し、財政を理解してもらおうための取り組みを進めている。本市もより市政に関心を持ってもらうため、市民向けに分かりやすい予算概要版を作成しないか。

答 多くの市民に市政に関心を持ってもらうため、予算編成時には、概要版を作成し、公共施設での閲覧やホームページへの掲載などを通して、情報提供に努めてきた。また、イラストや写真を載せるなど、見やすさにも工夫を加えてきた。市民に税の使い道や予算を理解してもらうためには、まず手に取って見てもらうことが必要で、概要版を要約することも一つの方法であると考えている。先進市の事例を参考にしながら、今までの以上に分かりやすい概要版を作成し、市民の目線に立った情報提供に努めていきたい。(ほかに「小中連携・一貫教育とコミュニティスクールの活用について」を質問)

### 深谷落合地区のまちづくり事業は市施行とすべきでは

日本共産党 松本 春男

問 深谷落合地区のまちづくり事業は、地権者から工業系事業の中止を求める声もあり、見直しを求めた。本事業は、市が呼びかけた事業として、多くの地権者は認識しており、深谷中央地区と同様、市施行とすべきである。しかし、昨年ごろから、組合施行を前提に検討しているような表現が強くなっているが、事業主体をどのように考えている



市公式マスコットキャラクター「あやびい」

### 高齢者が安心して生活できるように市民後見人の養成を

新政会 比留川政彦

問 判断能力が不十分な高齢者の財産管理や契約などの法律行為を支援するため、成年後見制度がある。認知症高齢者の増加が見込まれる中、老人福祉法が改正され、後見業務を行う人材を自治体が養成できるよう、新たな規定が設けられた。厚生労働省は、認知症対策として、市民後見人制

度による支援体制の構築が必要と考えている。高齢者が安心して生活を送れるよう、市民後見人の養成に、積極的な取り組みを望むがどうか。また、認知症高齢者の財産を市民後見人が管理する場合、どのような課題があるのか。

答 本市では、昨年4月から、社会福祉協議会が後見人となり、判断能力が不十分な方々の支援を行う、法人後見

か。地権者の中には、減歩率が高心配な方もいる。平均減歩率と最低・最高の減歩率は、どの程度になると考えているか。また、対象区域内に、相続税の納税猶予を受けている土地があるが、どう対応するのか。

答 地権者から、本事業を市施行とする要望も受けている。しかし、事業の最終目標である企業誘致には、企業のスピードへの対応や事業の柔軟性を兼ね備える組合施行が最良と判断し、提案している。今年度末に予定している仮同意をお願いする中で、再度地権者に判断いただくと。平均減歩率は、約43%と提示しているが、個々の減歩率はまだ想定していない。納税猶予を受けている土地は、税務署との協議の上、生産緑地に指定し継承できる。そのため、市街化区域編入の際、準備組合と市で、税務署との事前協議を行う。(ほかに「MV22オスプレイについて」「学校いじめ問題について」を質問)

制度を始めており、現在、8人が支援を受けている。県では、法人後見制度の支援員として市民後見人を位置づけることを推奨している。今後、県や社会福祉協議会と協議して、市民後見人の養成に取り組みたい。また、親族後見人や専門職後見人による財産の搾取など、不適切な行為が報告されている。このため、市民後見人のモラル確保と監督するシステムの構築が、重要な課題となっている。(ほかに「埋蔵文化財包蔵地の現状と今後について」「地域防災計画の見直しについて」を質問)